



広報

# 川越

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 23-1450代

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



**農地の区分を三段階に**

農地の区分は、それぞれの農地の坪当り評価額によって、次のようにA・B・Cの三段階に区分します。

A農地は、市街化区域内の宅地の平均評価額(坪当り)が約19,000円、B農地は約12,000円、C農地は約4,000円です。

川越市の農地区分による面積割合と平均評価額

区分	面積割合	坪当り平均評価額
A農地	約6%	約19,000円
B農地	約19%	約12,000円
C農地	約75%	約4,000円

# 域農地の評価替え

## A農地が対象に

この農地区分をもとに、本市の該当農地を三段階に区分しますと、市内の農地でA農地に該当するものは、筆数で約千九百筆、地積でみますと約九十一万九千平方(九十二町七反)になります。これを所在地域でみてみますと、次の地区の一部がA農地に該当します。

▽本庁地区Ⅱ旭町一丁目、新宿町一丁目、三丁目、五丁目、新富町一丁目、菅原町、仙波町一丁目、二丁目、中原町一丁目、二丁目、西小仙波町一丁目、富士見町、東田町、脇田町、脇田新町、脇田本町

▽高階地区Ⅱ大字扇河岸字八斗



### 老人の単身世帯に 福祉電話を設置

生活や社会環境の変化に伴って、全国的に核家族化の現象が強まり、ひとりぐらしをしていく老人が多くなっています。そこで市では、ひとりぐらしをしていく市内の六十五歳以上の老人十五世帯にこのほど老人福祉電話を設置しました。

この電話は、ひとりぐらしの老人に精神的安定感を与えるため、隣人との対話をもちこたえて老人の孤独化と不慮の事故を防止しようとするもので、受話器をはずすと市から協力をお願いした老人福祉連絡員の家と自動的につながるしくみになっています。老人福祉連絡員は市から委嘱を受け次のことを業務とします。

▽一日一回以上、老人と通話したりあるいは必要に応じて訪問をしていただくこと。

▽緊急事態が発生したときは、通報その他、可能な措置をしていただくこと。

市では、今後も老人福祉電話の増設をはかり、ひとりぐらしの老人が少しでも不安のない老後生活が過ごせるようにしていく予定です。

それぞれの面積割合および平均評価額は次のようになります。

約千九百筆がA農地に該当する

市内の農地でA農地に該当するものは、筆数で約千九百筆、地積でみますと約九十一万九千平方(九十二町七反)になります。これを所在地域でみてみますと、次の地区の一部がA農地に該当します。

▽本庁地区Ⅱ旭町一丁目、新宿町一丁目、三丁目、五丁目、新富町一丁目、菅原町、仙波町一丁目、二丁目、中原町一丁目、二丁目、西小仙波町一丁目、富士見町、東田町、脇田町、脇田新町、脇田本町

▽高階地区Ⅱ大字扇河岸字八斗

固定資産税と都市計画税

新評価額で課税

四十七年度から新評価額を使って固定資産税および都市計画税が課税になりますが、A農地の場合は九十九坪とします。

年度	坪当り評価額	坪当り課税額	坪当り当税額	坪当り納税額	坪当り納税額
46	約110円	約82円	約14円	112円	112円
47	18,644	768	10円75銭	1,064	1,064
46	約110円	約82円	約16銭	16円	16円
47	18,644	3,727	7円46銭	738	738

上段の部分は固定資産税、下段は都市計画税の場合です。  
地積の表現は、㎡を使うことになっていますがわかりやすくするため、坪を使いましたのでご了承ください。

# 市街化区

## 本年は

B・C農地の新評価額

適用は四十八年度以降

B農地およびC農地に区分されたところでも、A農地と同様に評価替えが行なわれましたが、昭和四十七年度は前年と同じ課税標準額によって課税されました。

新評価額はB農地が昭和四十八年度から、C農地は昭和五十一年度からそれぞれ実施になります。BおよびC農地の所在地域は、

おってお知らせします。

なお、ここに掲載しました数値などは、地目の変更やその他の事由で、多少の変動がありま

すからご承知ください。また、それぞれの農地によって、評価額が異なりますので、くわしいことは、市役所税務課へお尋ねください。

# 公害除去・住環境保全に

## 工業地域に工場を集中化

前号では、用途の区分が八種類に分けられていること、そして、そのなかから、第一種住居専用地域、第二種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域について述べましたので、今回は、残りの準工業地域、工業地域、工業専用地域の三種類の内容を、前回につづいて説明いたします。

### 準工業地域

この地域は、主として環境の悪化をもたらしおそれのない工業の利便を増すための地域です。

したがって、この地域の中には、とくに公害の発生のおそれがある工場や危険物を扱う工場を除けばほとんどの用途の

建築物が建てられます。このため八種類の用途地域の中では、最も用途の制限がゆるく、住宅工場などが混在し、場合によっては、環境の悪化をおそれる地域です。

そこで、公害発生のおそれのない工場や倉庫等の流通施設等を選定し、住宅とこれらの施設との無秩序な混在が避けられるような地区を対象として準工業地域に定めるようになりま

す。建ぺい率は六〇〇を限度とし、容積率は二〇〇を限度として、このうちから適切なものが定められます。

### 工業地域

この地域は、主として工業の利便を増すためのものです。したがってこの地域は、準工業地域では建てることのできないような工場も建てられます。

しかし工場以外の建築物は、住宅、店舗、娯楽施設などを除き学校、病院、ホテルなどは建築することができません。

すなわち、工業の利便を優先に考慮する地域とすることになります。建ぺい率、容積率その他の制限は準工業地域と同じで

### 工業専用地域

この地域は、将来工業を育成する必要がありますが、しかも未開発の地区が選ばれます。これは工業専用地域とするためのもので、工場以外のものとの混在を避け、工業の育成を優先するためのものです。

したがってこの地域は、工場などなんでも建てられますが住宅、店舗、娯楽施設、病院、ホテルなど、工場以外のものは建てられません。

建ぺい率、容積率などは、準工業地域などと同じです。

## 異動の多い時期です

### ＝ 転出届は事前に ＝

三月や四月は会社の異動や就職などのため異動(転入・転出)する方が多くなります。

そこで、この手続きが一度で済むよう、転出届についてお

知らせします。

▽転出届は、市外へ転出するときは、事前に届け出なければなりません。

転入届は、転出した日から十四日以内にしなければなりません。この日を過ぎると、二千元以下の過料をとられることがありますので、ご注意ください。

転入届に持参していただくものは、印鑑、米穀通帳、国民健康保険証(加入者のみ)、国民年金手帳(保管証(加入者のみ)のみ)です。

転入届は、一連の手続きです。転出届をした方は、必ず異動した市町村へ転入届をしないと住所不定になってしまいます。転入届は、転出した日から十四日以内にしなければなりません。この日を過ぎると、二千元以下の過料をとられることがありますので、ご注意ください。

整理しよう未納分 国民年金の保険料

今月は国民年金保険料(掛金)の第四期分の納入月ですが、払込みはもう済みでしょうか、お手もとの納入通知書でお確かめください。また第一期から三期分までの保険料が未納の方も、ここで納入していただくようお願いいたします。

国民年金の老齢年金は、保険料を払込んだ月数に応じて計算されます。また不慮の事故で身体障害者になったり、ご主人に死別されたりしたようなときに、保険料がきちんと納めてありま

せん、障害年金や母子年金が受けられない場合もありますから、ご注意ください。

国民年金保険料は未納のまま二年を過ぎますと、時効になって納めることができなくなります。しかし、特例によってことしの六月三十日まで、三年以前の古い未納保険料も一カ月四百五十円の割合で納めることができます。過去に未納がある方は、市役所保険年金課へご相談ください。

**表紙写真**

\*古尾谷八幡神社の算額

(昭和四十七年二月指定文化財)

古尾谷神社の算額は、天保十二年(一八四一)八月、古谷上村の沢田千代次郎理則が奉納したものです。算額の奉納は、当時の数学者が、自己の研究の成果を発表するために行ったものといわれていますが、この算額もその一つで、縦六十六センチ、横九十センチの大きさで、二問の答と術が記入されています。

奉納した沢田千代次郎は、関流七伝前橋藩手島喜次郎清春の門人で、父和助の影響を受けて和算に志し、測量術も巧みで、明治元年五十四歳で歿するまで数多くの弟子を養成しています。



なおこの算額が奉納されている古尾谷八幡は、文治五年源頼朝が奥州平定の際男山八幡宮をこの地に勧請したと伝えられる古社で、地頭の藤原時景が社殿を造営、天文年間の兵火で焼却したあと、古谷に本拠をもつ古尾谷氏の家臣仲業後守資信が造営したものとわれています。

天正十九年には杜領五十石を賜

# 新しい用途地域 (その4)

この地域は、主として環境の悪化をもたらしおそれのない工業の利便を増すための地域です。

したがって、この地域の中には、とくに公害の発生のおそれがある工場や危険物を扱う工場を除けばほとんどの用途の

建築物が建てられます。このため八種類の用途地域の中では、最も用途の制限がゆるく、住宅工場などが混在し、場合によっては、環境の悪化をおそれる地域です。

そこで、公害発生のおそれのない工場や倉庫等の流通施設等を選定し、住宅とこれらの施設との無秩序な混在が避けられるような地区を対象として準工業地域に定めるようになりま

す。建ぺい率は六〇〇を限度とし、容積率は二〇〇を限度として、このうちから適切なものが定められます。

この地域は、主として工業の利便を増すためのものです。したがってこの地域は、準工業地域では建てることのできないような工場も建てられます。

しかし工場以外の建築物は、住宅、店舗、娯楽施設などを除き学校、病院、ホテルなどは建築することができません。

すなわち、工業の利便を優先に考慮する地域とすることになります。建ぺい率、容積率その他の制限は準工業地域と同じで

この地域は、将来工業を育成する必要がありますが、しかも未開発の地区が選ばれます。これは工業専用地域とするためのもので、工場以外のものとの混在を避け、工業の育成を優先するためのものです。

したがってこの地域は、工場などなんでも建てられますが住宅、店舗、娯楽施設、病院、ホテルなど、工場以外のものは建てられません。

建ぺい率、容積率などは、準工業地域などと同じです。

以上八種類の用途地域について説明してまいりましたが、各々の都市には、その成り立ちに歴史的な背景、自然的条件などがあり、都市の性格もことなっていますので、この八種類の用途地域だけでは望ましい土地利用を実現することは十分ではありません。そこで、建築物の用途や高さなどの形態についてさらにきめ細かな規制を行なうことにより、地区の特性を生かすことができるように八種類の用途地域に重複して、「特別用途地区」とか「高度地区」「美観地区」などの都市計画を定める制度もあります。

なお次号では、八種の用途地域はどのように決められるのかをお知らせいたします。



これまでの公民館活動を築いてきた45人の方々と3団体に表彰状、18人の方々に感謝状が送られました。

### 発足20周年を記念して 公民館大会

川越市、同教育委員会、同公民館連絡協議会では、公民館発足20周年を記念して、第1回川越市公民館大会を開きました。  
第1部は、これまでの公民館活動を築いてきた方々の表彰と記念講演、第2部は公民館まつりと題し、それぞれの公民館利用者による学習成果の発表がありました。

## 写真ニュース

みなさんのまわりで面白い話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。



熱演する公民館利用のみなさん



公民館の多様性をプラカードで示したフィナーレ

## 川越の歴史

十郎大夫は平師盛と平忠度の郎等豊高九郎直治を、子息重房は平経盛の子息経正を討ち取る勲功をあげております。  
一方同年四月二十六日入間河原では、源義仲の子息志水義高が堀親家の郎等藤内光澄に斬られるという事件がありました。甲斐や信濃に多くいた義高の与党は頼朝に反抗する構えをみせ始めましたのでよく五月一日頼朝は足利義兼を甲斐に比企能員と河越重頼等を信濃へ派遣しました。この結果についてはわからないのですが、大きな戦闘にならずに鎮圧されたものでしょう。

### 頼朝、義仲軍を壊滅 重頼らも義経下で活躍

鎌倉で着々と政権の基礎を固めつつあった頼朝は、いよいよ京都へ進撃する時がきました。信濃で挙兵した源義仲(木曾義仲)は、寿永二年(一一八三)越中の磯波山(富山県石動町)で平氏軍を撃破して京都へ突入し、平氏軍を西国へ敗走させました。しかし当時の京都は連年の飢饉で極度に荒廃していたため、義仲軍は糧食の調達に苦しみ、微発や略奪をせざるをえませんでした。ここに至って頼朝は京都進撃の決意をします。軍を二手に分け源頼朝と源義経を各指揮官に任命し、元暦元年(一一八四)正月二十日頼朝は近江勢多から義経は山城宇治から、義仲軍を攻めて壊滅させました。このときの戦場で河越重頼、子息小太郎重房が義経の指揮下に入って活躍しております。大宰府(福岡市)へ落ちのびた平氏軍は、みるみる勢力をもうり返し瀬戸内海、中国から北九州までおさえてしまいました。そこで源氏軍は、同年二月七日、平清盛の法要をいとなむため一ノ谷(神戸市)に集結していた平氏軍へ奇襲攻撃をかけ、またたく間に平重衡を生け捕りにしたのを始め、平氏一族のおもな武将を討ちとってしまいました。河越重頼の郎等



### 自治協議会が 自治連合会に名称を変更

川越市自治協議会では、2月17日臨時総会を開き、組織の名称を自治連合会に変更しました。またこのあと、「千葉市の市政500番制度」について講演会を開きました。



### 優良納税 組合を表彰

納税状況などに優秀な成績をあげた優良納税組合の表彰式が、2月18日、市民会館で行なわれ、優良納税組合56、優良組合長26人に市長から表彰状が手わたされました。

## ぼくらの 作文



見れば見るほどこわい顔です。

### 友だち

高階南小 五年 横塚政人

友だち。僕には、たかさんの友だちがいます。その中でも、毎日いっしょに勉強しているクラスのみんなど特に仲がいいのです。しかし、最近、このクラスの友だちのうち三分の一ぐらいの男子が、つまらないことで、けんかをするようになりました。僕も、時々その中にまきこまれることがあります。

そこで、僕はそのことを兄に話してみたら、「あっ、それは反抗期っていうんだよ」と教えてくれたのです。けれども、僕は反抗期という言葉の意味を知らないのだから、辞典で調べてみると、そこには「へものごとに対して、はむかう時

## 声 市道整備 について

近年市道の防じん舗装はかならずすみ、おかげで市民は「ホコリ」やカルミ「自動車砂じん」などを忘れるようになりました。しかしその反面、歩道のないしかも交通量の多い幹線道路などでは、舗装がカサあげられるため次第にカマココ化し、両側を歩く歩行者は、疾走する自動車をよけながらガレキのようなクボ地(道路の両側にできた斜面)を歩かされているのが現状です。財政的に苦しいことは推察しますが、命がけで通行する歩行者のためにガードレールを併用した歩道を設け、歩・車道の区分をしってください。大塚新一九一六 辻野民雄

## グループ紹介

ホーム・ハイキングクラブ  
現在クラブ員は十五名と少ないですがチームワークがとれ心ひとつで結ばれています。  
例会日は、毎月第一木曜日、ハイキ



# 夢を育てる少年自然の家

## 大型プラネタリウムに人気



小川町に建てられた「県立少年自然の家」

昨年十月二十七日、比企郡小川町にオープンした「県立少年自然の家」は、連日県内の小・中学生などの利用客でにぎわっています。この少年自然の家は、都市化がすすむにつれて、自然に親しむ機会が少なくなった少年たちが、豊かな自然環境のなかで、将来への夢を大きくむかふようにと、県が建設したものです。

少年自然の家は、金勝八峰の山あり谷ありの四十三万平方メートルという広大な敷地に西洋の古城を思わせる本館がそびえ立っています。ここからは、眼下に寄居の家々を眺めた日には遠く谷川岳、浅間山、秩父の山々などが、一望に見渡せるすばらしいながめが楽しめます。

本館には、二百人を収容できる宿泊施設や、和室、集会室、天体

観測室、プラネタリウムなどがあります。とくに二十台の実習用八

十ミリ天体望遠鏡と、最新鋭のプラネタリウム施設は、子どもたちの人気の的になっています。

周囲には、タヌキなど二百種類以上の植物が群生しているのをはじめ、野鳥、こん虫などがそれぞれ五十種以上も生息しています。

また施設のまわりには、三本の遊歩道もあり、将来は自然観察のメッカともなることでしょう。

少年の夢を大きく、大きく育てるため、小・中学校や少年少女団体の集団活動の場として「少年自然の家」をご利用してみたいかがでしょうか。

利用できる人：県内小・中学校の団体、少年少女団体とその指導者

申込み方法：まず電話で問い合わせから、少年自然の家に利用の申請書と計画表を提出してください。(用紙は、少年自然の家、県教育局社会教育課、各教育事務所にあります)

費用：一泊三食つきで四百五十円

なおプラネタリウム館は一般にも公開しています。料金は三十円

休館日：月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始。

※くわしいことは、県立少年自然の家(比企郡小川町小川字大沢五六一、☎〇四三七一一二二二二)にお問い合わせください。

# バイクの廃車は

## 三月中がおとくです

現在、使用していない「バイク」を持っていたり、他人に譲渡した方が、廃車の手続きをしないという方は、三月中に廃車の手続きをするようにしましょう。

三月中に廃車をすれば、昭和四十七年度の軽自動車税はかかりませんが、四月二日以降に廃車した場合は、昭和四十七年度の軽自動車税が一年分課税されます。これは、昭和四十三年四月から税法の改正で、原動機付自転車と小型特殊自動車の月割課税が廃止されたためです。

余分な税金を納めないようにするために、いますぐ廃車の手続きをすませましょう。

廃車には次のものが必要です。▽廃車しようとする車の標識(ナンバープレート)

▽本人の印かん

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

また、新に原動機付自転車や小型特殊自動車を購入し、標識

▽標識交付証明書

の交付を受ける場合、標識を紛失したりして再交付を受けるときには、つぎのものが必要です。

### 新規のもの

▽取得した車の「販売証明書」か「譲渡証明書」

▽本人の印かん

※住民基本台帳に登録されていない方には交付いたしません。

### 再交付のもの

▽本人の印かん

▽手数料百円

※標識をなくしたり、盗まれたときの再発行は、もよりの警察派出所に紛失届を出してから税務課へ申し出てください。

また、標識を破損して再発行が必要なときは、破損した標識をお持ちください。

なおくわしいことは、税務課庶務係(☎二二二一四五〇内線二二番)へお問い合わせください。

## 受付中です

### スポーツの傷害保険

三月一日からスポーツ安全協会の傷害保険の加入受付が行なわれています。

この保険は、スポーツ安全協会に加盟しているスポーツ団体や社会教育関係団体のうち、責任者を置き十人以上の団

体員で組織されている団体の構成員が加入できます。

加入希望者は、所定の加入依頼書および団体員名簿(用紙は教育委員会にあり)に必要事項を記入し、県庁体育課へ送付ください。

## 危険な銃や火薬類

### 保管は厳重に

狩猟期間は二月十五日で終了しました。狩猟期間がすぎると気持ちのゆるみなどから、銃や火薬類の処置がおろそかになり、思わぬ人身事故を起こしたり盗難にあつたりしやす

いものです。

そこで、シーズン終了後は銃や火薬類の保管を確実にしない

事故を防止しましょう。

▽狩猟期間が終了すると、所持許可を受けている銃であっても、持

ちよつとの油断が大きな事故を

▽銃と火薬類は別々に保管をしなければなりません。銃は、努めて分解して保管するとともに、火薬類の近くには発火または燃えやす

いもの置かないようにしましょう。

▽家族、とくに子どもには、銃や火薬類の危険性をふだんからよく

いい聞かせておきましょう。

量排出処理手数料、公有財産売却代金などの取納の仕事をして

います。

滞納市税の徴収市税の未納者に対し納付または納入の催

告、納税の相談、差押(動産および有価証券、債権、不動産、無体財産権等)物件の公

売など、滞納処分に関するこ

とおよび交付要求等の仕事を

しています。



## 新入学児の家庭指導

この四月に小学校へ入学するお子さんをお持ちの家庭では子どもといっしょに指折り数えて入学式の日を待ち望んでいることでしょう。

小学校時代は、その子の将来の人間形成に大きな影響を与えるといわれています。しかし環境が大きく変わるため、子どもは最初とまどいを感じ、学校生活になかなかとけ込めないこともあります。

人間形成のたいせつな第一歩を踏み出すにあたって、子どもが無

理なく学校生活にとけ込めるよう家庭でも、最低限つぎのことだけは指導しておきましょう。

▽登下校を安全に

小学校に入りますと、班ごとに集団登校をするようになりますが、下校時は学年ごとになり、とくに新入学児は下校時

も早く、なれない道を小さい子どもたちだけで帰宅するようになり

ます。入学前に子どもといっしょに学校まで歩いて、実際の道路状況を教えながら、交通安全につ

いての知識を覚えこませるよう

にしましょう。

▽学校生活にとけ込めるよう

小学校に入学すると、幼稚園や保育園とはちがった集団生活

がはじまるわけですが、早く新

入るのをおもな仕事です。

係は管理係、徴税係にわかれ、それぞれ次のような仕事をして

います。

未納者への督促状の発布事務。賦課更正に伴ない納入された市税に

過納額が生じたときや納税者が誤

って納入したような場合などの過

誤納金の還付事務、市税に関する

## 各課めぐり



過誤納金の還付関係等納入された市税の整理保管をはじめ徴収カード(徴収簿)への消込み、

## 総務部

### 管理係

### 徴収課

納税証明書発行の仕事などをして

納税貯蓄組合の育成、納税貯蓄組合の育成、指導をはじめ、市営住宅家賃あるいは大口のじん芥多

滞納市税の徴収市税の未納者に対し納付または納入の催告、納税の相談、差押(動産および有価証券、債権、不動産、無体財産権等)物件の公売など、滞納処分に関することおよび交付要求等の仕事をしています。

滞納市税の徴収市税の未納者に対し納付または納入の催告、納税の相談、差押(動産および有価証券、債権、不動産、無体財産権等)物件の公売など、滞納処分に関することおよび交付要求等の仕事をしています。

滞納市税の徴収市税の未納者に対し納付または納入の催告、納税の相談、差押(動産および有価証券、債権、不動産、無体財産権等)物件の公売など、滞納処分に関することおよび交付要求等の仕事をしています。

### 所得・事業・市県民税

申告は3月15日まで

- 申告受付は、次のところで行なっています。忘れず申告をしてください。
- 所得税...川越税務署
- 事業税...川越県税事務所
- 市県民税...川越市民会館(13日~15日)

### 委任状は本人の署名が必要です

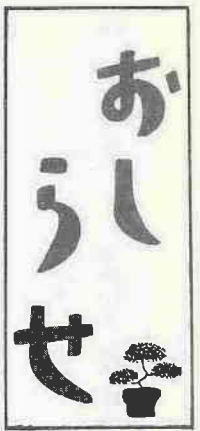
- 代理人による印鑑登録や印鑑証明書の申請には、本人の委任状が必要です。
- 様式は右のとおりです。用紙はB5版(わら半紙半分)をご使用ください。

### みんなそろって交通災害共済に加入しましょう

3月1日から加入申し込みを受け付けています。

会費... 一般... 320円(年額)  
中学生以下... 200円( )

申し込みは、各自治会(町内会、区)、市役所市民課、交通対策課・各出張所の窓口へ。



# 小児マヒの予防を

## 生ワクチンで

小児マヒ予防ワクチンの投与を次のとおり行ないます。該当するお子さんは、もれなくお受けください。

■ 該当者

(1) 第一回目服用：昭和四十六年七月一日～同年十二月三十一日まで  
 (2) 第二回目服用：昭和四十六年一月一日～同年六月三十日まで  
 生まれたお子さん。

注意！

○熱のある患者、○心臓血管系または腎臓、肝臓に疾患のあるお子さん、○糖尿病または脚気等疾患のあるお子さん、○病後で衰弱しているお子さん、○アレルギー体質あるいはけいれん性体質のお子さん、○下痢をしていられるお子さん、○種痘・BCGはしかの予防接種を受けて一カ月以内のお子さん。

※なお、今回の生ワクチン服用後一カ月以内は、種痘・BCG・はしかの予防接種はできませんからご注意ください。

※該当するお子さんには、後日問診票を送付しますので、注意書をよくごらんの上必要事項を記入して当日会場へお持ちください。

服用する日	時間	会場
4月3日(月)	1.30~2.30	南古谷出張所 藤間南町集会所 福原野公民館 山田公民館 山古公民館
4月4日(火)	1.30~2.30	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月5日(水)	1.30~3.00	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月6日(木)	1.30~2.30 1.30~3.00	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月7日(金)	1.30~3.00	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月10日(月)	1.30~3.00 1.30~2.30	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月11日(火)	1.30~3.00	山古公民館 山古公民館 山古公民館
4月12日(水)	1.30~3.00	山古公民館 山古公民館 山古公民館

注意！

○熱のある患者、○心臓血管系または腎臓、肝臓に疾患のあるお子さん、○糖尿病または脚気等疾患のあるお子さん、○病後で衰弱しているお子さん、○アレルギー体質あるいはけいれん性体質のお子さん、○下痢をしていられるお子さん、○種痘・BCGはしかの予防接種を受けて一カ月以内のお子さん。

※なお、今回の生ワクチン服用後一カ月以内は、種痘・BCG・はしかの予防接種はできませんからご注意ください。

※該当するお子さんには、後日問診票を送付しますので、注意書をよくごらんの上必要事項を記入して当日会場へお持ちください。

### 犬の登録と狂犬病予防注射

昭和四十七年度の畜犬登録と春の狂犬病予防注射を次の日程により行ないます。犬を飼っている方は、もれなくお受けください。

#### ■日程表

月日	時間	実施場所
4月4日(火)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	芳野出張所 山田公民館
4月5日(水)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	南古谷出張所 古谷出張所 藤間南集会所 砂尾公民館
4月6日(木)	前 9.30~11.30 後 1.00~2.00 後 2.30~3.30	新田春日神社 砂尾公民館 名原出張所
4月11日(火)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	大東西小学校 大東出張所
4月12日(水)	前 10.30~11.30 後 1.00~3.00	大東出張所 霞ヶ関公民館
4月13日(木)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	霞ヶ関北公民館 霞ヶ関北公民館(雀の森)
4月18日(火)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	六軒町公民館 川越保健所
4月19日(水)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	西雲寺広場(丸広前)
4月20日(木)	前 9.30~11.30 後 1.00~3.00	養寿院広場 中央公民館

登録手数料：一頭につき三百円  
 注射手数料：一頭につき二百五十円  
 注射済票交付料：一頭につき六十円

※当日は雨天でも実施します。おつけください。

### 第十一回市民歩け運動にご参加ください

○とき：三月二十六日(日)午前七時三十分出発(雨、雪の場合は中止)

○集合：午前七時三十分、中央公民館前広場

○コース：中央公民館→南公民館(午前七時五十分)→砂久保陣場跡→南公民館→中央公民館(約十二キロ)

◇服装：軽快なもの、運動靴

◇参加希望者は三月二十五日(土)までに、中央公民館(☎二二二-一三九四)か南公民館(☎四三三-〇〇三八)へ。

### 第十五回映画の夕へ

○とき：三月十八日(土)、午後六時三十分～八時三十分

として保存しましょう。いつかお役にたつこともあると思います。

### 市民相談のご案内

- 相談できる時間は午前10時～午後4時まで(土曜日は正午)です。
- 1. 相談は一切無料です。
- 2. 相談内容の秘密はかたく守られます。
- 3. 内職相談を受ける場合は、住所を証明するものを持参してください。

#### 相談日割

相談種目	相談日
一般相談(心配ごと)	毎日(日曜日・祝日は除く)
行政相談	毎週水曜日(祝日は除く)
法律相談	毎月第2・第4木曜日(祝日は除く)
内職相談	毎週火・金曜日(祝日は除く)
交通事故相談	毎日(日曜日・祝日は除く)

とおり行ないますから、三月三十一日までに勤労青少年ホーム事務室で確認を受けてください。

◆事務室に現在お持ちの利用証と勤務先で発行している身分証明書書を提出してください。確認のうえすぐお渡しします。

◆利用証の交付を受けた時と、現在の勤務先が違えば、新規に交付申請書を提出して利用証の交付を受けてください。

◆四月一日以降、古い利用証のままでは、ホームの利用はできませんからご注意ください。

### 勤労青少年ホーム利用は登録制です

川越勤労青少年ホームを利用するには、利用証交付申請書をホームに提出し、利用証の交付を受けてください。

① 利用はすべて無料です。

② 利用できるかは、県内に居住または勤務している二十五歳までの勤労青少年です。

③ 開館時間は、平日午後一時～午後九時、日曜日午前九時

### 巡回行政相談

○とき：三月二十一日(火)午後一時～四時

○ところ：大東出張所

○相談員

- ・行政相談委員：小山辰吉
- ・県行政相談員：新井勝夫

### 納期のご案内

今月納めていただくのは、

- 下水道受益者負担金…第4期
- 国民年金保険料…第4期

です。

3月末日までに納めましょう。